

令和3年5月1日

学生の皆様へ

学務委員会  
教務課  
学生生活委員会  
学生課（保健室）

## 学生が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、大学は感染症法、学校保健安全法に基づき、保健所の指示に従って、迅速に感染拡大の防止処置を講ずる必要があります。できるだけ速やかに、以下のとおり、ご対応いただけますようお願いいたします。

※（保健所の公衆衛生業務に係る調査への協力）

### 1 新型コロナウイルス感染が確定した場合（陽性者）

☆学生は、保健室に以下の事項を連絡し、教務課で出席停止の手続きをする。

（医師が登校許可するまで停止）

授業等を対面で受講している学生で、オンライン授業への代替受講が困難な場合は、療養期間中の受講方法について教務課に相談すること。

また、「[日本大学健康観察システム](#)」に引続き毎日、健康状態を（朝晩2回）に入力すること。

※国際関係学部・短期大学部（三島校舎）のホームページ内でキャンパスライフの[保健室](#)を確認する。

➤ **新型コロナウイルス感染症の罹患報告フォーム**

<https://forms.gle/nxwt9AW9HikiSKGFA>

#### 【連絡事項】

- ①居住地（市区町村）
- ②確定診断日および診断した医療機関名
- ③発症日（症状出現日）
- ④検査日および検査方法（PCR検査または抗原検査）
- ⑤入院・療養期間および場所（自宅・医療機関名・療養施設名）
- ⑥経過・治療状況
- ⑦渡航歴の有無
- ⑧特に感染の疑われる経路  
（家族・同居人・友人・学生寮・授業・部活・サークル・アルバイトなど）
- ⑨最終入構日
- ⑩学部関連の活動  
（発症前2日から現在までの対面授業、部活、サークル等への出席等）

※必要に応じて「行動記録表」を提出すること。

## 2 保健所から濃厚接触者と特定された場合の対応及び新型コロナウイルス感染症に罹患した学生等（陽性者）と接触があった場合

☆学生は、保健室に以下の事項を連絡し、教務課で出席停止の手続きをする。（保健所より指示された外出自粛期間）

授業等を対面で受講している学生で、オンライン授業への代替受講が困難な場合は、外出自粛期間中の受講方法について教務課に相談すること。

また、「[日本大学健康観察システム](#)」に引続き毎日、健康状態を（朝晩2回）入力すること。

### ➤ 濃厚接触者の報告フォーム

<https://forms.gle/M3zbbAXCsZgNdbKC8>

#### 【連絡事項】

- ①居住地（市区町村）
- ②管轄の保健所名
- ③体調など現在の状況
- ④家族等の感染者についての情報
- ⑤保健所からの指示（健康観察期間等）
- ⑥学生は、保健室（学生課）に健康観察期間が終了したことを報告する。

※ 新型コロナウイルス感染症に罹患した学生等（陽性者）と接触があった場合は、2週間はキャンパス内への入構を禁止とする。

なお、生活における行動制限を設けるものではありませんので、良識ある生活行動をとるようお願いいたします。

## 3 新型コロナウイルス感染症についての相談がある場合

### ①本校舎12号館1階（保健室）

- (1) 開室時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00  
土曜日 9:00～13:00

※医師（学校医）による健康相談も行っています。

- (2) 連絡先：055-980-0851

### ②公的相談窓口

- (1) 各都道府県が開設した電話相談窓口（9:00～21:00、平日・休日とも実施）

※電話相談窓口では、微熱や軽い咳、感染の不安等について相談できます。

お住まいの地域の相談窓口の電話番号は下記のURLからご確認ください。

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine.html>

- ### ③厚生労働省が開設した電話相談窓口（9:00～21:00、平日・休日とも実施）

電話番号：0120-565653

以上